

第 1 章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 A I P と称し、英文では Academy for advanced Information Technology Professionals と表示する。

第 2 章 目的及び事業

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を福岡県福岡市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、高度情報化社会に必要なスキルを持ち国際的に通用する高度な I T 人材を育成するための教育事業を実施することにより、社会における I T の高度な活用を実現し、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）別表に掲げる項目のうち、次の活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 情報化社会の発展を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (6) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 特定非営利活動促進法第2条第1項の別表各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係わる事業として、次の事業を行う。

- (1) I T 人材の育成事業
 - (2) I T 技術者に対する情報化活動支援事業
 - (3) 自治体への情報化提言及び支援事業
 - (4) インターネット等による情報発信事業
 - (5) I T の技術及び利用に関する啓発・普及事業
 - (6) 教育システムに関する調査、研究及び開発事業
 - (7) I T 技術及び利活用に関する情報提供事業
 - (8) コミュニティの構築及び支援事業
 - (9) 他の非営利団体等の運営又は活動に関する支援及び情報提供事業
- 2 この法人は、次のその他の事業を行う。
- (1) 情報処理サービス及び情報提供サービス等の情報サービス事業
 - (2) ソフトウェアの研究、開発、設計、販売、設定事業
 - (3) 情報通信機器の研究、開発、製作、販売事業
 - (4) 情報通信システムの研究、開発、設計、販売、構築、コンサルティング事業
 - (5) 情報通信機器及びシステムの賃貸、運用管理、保守事業
 - (6) 市場調査、広告、宣伝に関する事業
 - (7) 電気通信事業法に定める電気通信事業
 - (8) 通信販売事業

- 3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

- 第6条 この法人の会員は、次に掲げる会員を置き、運営会員をもって法上の社員とする。
- (1) 運営会員 この法人の目的に賛同し、法人の運営及び事業活動を推進する個人及び団体で、この法人の総会において議決権を有する。
 - (2) その他の会員 定款細則において定めた会員

(入会)

- 第7条 この法人に会員として入会を希望する者は、この法人の目的に賛同し、この法人の目的達成に協力すると認める者とする。
- 2 会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書又はWebサイトにより、理事長に申し込むものとする。
 - 3 理事長は、前項の申込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
 - 4 理事長は、第2項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

- 第8条 会員は、定款細則において定める入会金及び会費を納入しなければならない。
- 2 会員は、本会に納入した入会金及び会費の返還を求めることはできない。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
- (1) 退会届の提出をしたとき
 - (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
 - (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき
 - (4) 除名されたとき

(退会)

- 第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を退会しようとする日から1月前の日までに理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

- 第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事の過半数の議決により、これを除名することができる。
- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、法人に重大な損害を与えたとき。
 - (3) この法人の目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

- 第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上20名以内
- (2) 監事 1名

2 理事のうち1名を理事長とし、3名以下の副理事長を置くことができる。

(選任等)

第14条 役員は、理事会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1名を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者はこの法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときはその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第19条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支払うことができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を支弁することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に細則で定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とし、運営会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業報告及び活動決算
- (4) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回、事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 運営会員総数の5分の1以上の者から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的な方法により、少なくとも開催日の5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した社員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、社員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

ただし、議事が緊急を要する場合には、出席者総数の3分の2以上の議決により議題とすることができる。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した社員の3分の2以上をもって決するものとする。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が第27条で定める書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条 各運営会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない運営会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の運営会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 運営会員は、Web会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話を行うことができるシステムをいう。）を利用して会議に出席し、表決することができる。但し、通信状態等により映像を送受信できなくなった場合であっても、音声即時に伝わり、適時的確な意見表明を運営会員相互で行うことができるときは同様とする。
- 4 前2項の規定により表決した運営会員は、前二条及び次条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する運営会員は、その議事の議決に加わることはできない。

（総会の議事録）

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 社員総数及び出席者数(書面表決者及び電磁的方法による表決者や表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会にて選任された議事録署名人1名以上が、記名押印又は署名しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

（構成）

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第30条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (2) 入会金及び会費の額
- (3) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。定款第48条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 役員を選任又は解任
- (6) 総会に付議すべき事項
- (7) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (8) その他、運営に関する重要な事項

（開催）

第31条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 31 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第34条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第 32 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要する場合には、出席者総数の 2 分の 1 以上の議決により議題とすることができる。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、ネットワーク機器等の接続による Web 会議システムによって、理事会に参加し、表決することができる。
- 4 前 2 項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び電磁的方法による表決者や表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 1 人以上が署名又は記名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称
 - (3) 理事会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用とすることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、財産目録、計算書類（貸借対照表及び活動計算書をいう）等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した社員の2分の1以上の多数による議決を経て、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の移転を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得失に関する事項
- (6) 役員に関する事項（定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 運営会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、運営会員総数の4分の3以上の同意を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、解散時の総会において出席した運営会員の過半数をもって決した特定非営利活動法人、公益財団法人、公益社団法人又は学校法人に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において運営会員総数の4分の3以上の同意による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人に必要な諸手続において、法に定める公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 運営組織

(委員会及び部会等)

第55条 この法人は、事業の円滑な運営を図るため、理事会の議決を経て、顧問会議及び委員会、部会等の運営組織を置くことができる。

2 顧問会議及び委員会、部会等の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、細則で定める。

(事務局の設置)

第56条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員若干名を置く。

(職員の任免)

第57条 事務局長及び職員の任免は、別に定める規則に従い行う。

(組織及び運営)

第58条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第11章 雑則

(細則)

第59条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成16年9月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第40条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成15年6月30日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第34条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | |
|---------------|--------------------------|
| (1) 運営会員 | 入会金5万円 年会費5万円 (1口、1口以上) |
| (2) 利用会員 (個人) | 入会金1万円 年会費1万円 |
| (3) 利用会員 (団体) | 入会金1万円 年会費3万円 (1口、1口以上) |
| (4) 賛助会員 | 入会金5万円 年会費10万円 (1口、1口以上) |

別 表 設立当初の役員

(役職名)	(氏名)
理事	本田 敬吉
理事	前田 信一
理事	中村 寛治
監事	徳重 稔